



国分寺市監委告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により，令和元年度第1回定期監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和3年2月18日

国分寺市監査委員

川 畑 一 良

高 橋 良 子



国政情収第 1169 号

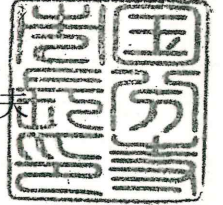
令和 3 年 2 月 9 日

国分寺市監査委員

川 畑 一 良 様

高 橋 良 子 様

国分寺市長 井 澤 邦 夫



令和元年度第 1 回定期監査結果報告書の提出について (報告)

令和元年12月26日付け国監発第38号で提出された監査の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので報告します。

令和元年度第1回定期監査の結果に関する報告書

(総務部)

1 備品管理について（総務部共通）

備品一覧に関して、表上では存在するが、実際は廃棄されているものや、保管場所が不一致又は不明確となっているものが見受けられた。国分寺市物品管理規則に基づき適正に処理されたい。

(措置内容)

保管場所が不一致又は不明確となっているものについては、指摘を受け調査を行い、一定の整理をいたしました。今後も引き続き確認し、適正な管理に努めてまいります。

備品等については、新型コロナウイルス感染症対策等のため、現在執務室・倉庫の再配置に伴う保管場所の整理等を行っております。整理等の見通しを踏まえ、台帳の是正を行います。保管スペースの不足等、物理的課題もあることから、新庁舎移転を節目に備品の有効活用を念頭に入れて適正管理を図っていきます。

2 資金前渡に係る事務について（総務部共通）

資金前渡を受けた現金の取扱いにおいて、金融機関への預金の遅れ、現金の残高がわかるような現金出納簿の不備、清算時期の遅れが見受けられた。国分寺市会計事務規則に基づき適正に処理されたい。

(措置内容)

指摘を受け、現金出納簿の不備があった部署については帳簿を整備し、運用するよう改めました。またなるべく現金を取り扱わない事務執行としておりますが、止むを得ず資金前渡が必要な部署については、清算時期の

遅れを防ぐため、毎月決まった期日に清算を行うよう改めました。

3 消防団における交付金管理について（防災安全課）

市から交付している消防団運営交付金に関し、本団及び分団から提出された平成30年度の現金出納帳を確認したところ、その一部に国分寺市消防団運営交付金支給要領で規定されている用途としてふさわしくないと読み取れるものが見受けられた。今後本要領に基づき適正に処理されたい。

（措置内容）

消防団本団及び各分団幹部に対し、運営交付金の適正な用途について要領により再確認いただき、消防団内への周知徹底を図ります。また、事務局において用途の確認を徹底することにより、適正な管理を行ってまいります。

4 追加課税について（課税課）

軽自動車税申告書の誤認により、軽自動車税において追加課税を行っていたことが確認された。研修等により各職員の知識向上を図るとともに、確認方法の見直しを行い再発防止に努められたい。

（措置内容）

軽自動車税賦課処理の申告書情報入力・照合は、担当者と臨時の手伝いという体制ではなく、常時、事務の補佐をする役割を設け、担当の正・副化を明確にして改善を図りました。各々が事務に対する責任と必要な知識の向上を意識する点で従来とは大きく異なります。また、一時処理保留とした申告書などの課税資料は、所定の保管場所を定め定期的な確認をする改善を図り、再発防止に努めております。